

守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場  
更新事業

実施方針（案）

令和5年9月

大阪府守口市

## はじめに

守口市（以下「市」という。）は、「第6次守口市総合基本計画」において定める目標のうち「安全安心」と「持続可能」に対する上下水道事業の取組として、「①災害に強い上下水道の整備」、「②水道水及び放流水の適切な水質管理」、「③持続可能で透明性のある事業運営」を推進している。

守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業（以下「本事業」という。）においても、これらの取組の実現のために下記の基本コンセプトを掲げるものとした。

守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業 基本コンセプト
①災害に強い上下水道の整備
・ 地震、洪水対策による災害に強いポンプ場の構築
②水道水及び放流水の適切な水質管理
・ 合流改善による水質リスクの低減
③持続可能で透明性のある事業運営
・ ライフサイクルコスト低減を考慮した施設の構築
・ 長期的な維持管理に配慮した施設整備
・ 省エネルギー化等による環境負荷の低減
・ 周辺住環境との調和に配慮した景観デザインの創造

上記の基本コンセプトを踏まえ、DB方式（Design-Build）として、下記の業務を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定することを計画している。

- ✓ 新設の守口処理場沈砂池ポンプ棟の建設業務（設計・工事）
- ✓ 既設の寺方ポンプ場の撤去業務（設計・工事）

本実施方針は、DB方式に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

## 目 次

第1 本事業の内容に関する事項	1
1 概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象施設の位置	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の背景・目的	1
(5) 事業範囲	1
(6) 事業方式	2
(7) 事業期間	2
(8) 事業者の収入	2
(9) 施設の引き渡し	2
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	2
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	3
1 基本的な考え方	3
2 事業者の責任の履行確保に関する事項	3
(1) 契約保証金の納付等	3
(2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告	3
(3) 保険	3
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	4
1 立地・本事業の対象施設に関する事項	4
(1) 立地の概要	4
(2) 新設ポンプ棟の概要	4
(3) 撤去対象施設の概要	5
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	8
1 疑義が生じた場合の措置	8
2 管轄裁判所の指定	8
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	9
2 本事業の継続が困難となった場合の措置	9
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	9
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	9
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	9
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	10
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	10
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	10

3 その他の措置及び支援に関する事項 .....	10
第8 その他本事業の実施に関し必要な事項 .....	10
1 実施に関して使用する言語、単位、通貨及び時刻 .....	10
2 情報公開及び情報提供 .....	10
3 応募に関する費用負担 .....	10
4 問合せ先 .....	10
別紙ー1 リスク分担に関する基本的な考え方 .....	11

# 第1 本事業の内容に関する事項

## 1 概要

### (1) 事業名称

守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業

### (2) 対象施設の位置

施設：寺方ポンプ場（守口処理場内）

位置：守口市南寺方東通1丁目7-7

### (3) 公共施設等の管理者

守口市長

### (4) 事業の背景・目的

寺方ポンプ場（以下、既設ポンプ場という。）は、耐用年数50年を超過し、施設の老朽化が進んでいることから、守口処理場内で撤去が計画されている汚泥焼却炉等の汚泥処理施設跡地に建て替えを行うものである。（以下、建替えた後の守口処理場沈砂池ポンプ棟を新設ポンプ棟という。）

### (5) 事業範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・建設・撤去業務であり、その概要は表1のとおりである。

表1 事業範囲の概要

施設			設計・建設（●対象）			備考
			対象 工種	設計	工事	
撤去	寺方 ポンプ 場 (旧)	1 流入渠	土木	●	●	
		2 沈砂池ポンプ棟	土木	●	●	杭撤去を含む※1
			建築	●	●	アスベスト対策工必要 ※2
			機械	●	●	
		電気	●	●		
		3 電気室	建築	—	—	
電気	●		●			
4 放流渠	土木	●	●			
5 場内施設	土木	●	●			
新設	守口 処理 場	6 流入渠(合流)	土木	●	●	
		7 沈砂池ポンプ棟	土木	●	●	
			建築	●	●	
			機械	●	●	
			電気	●	●	
8 圧送管(汚水)・放流渠(雨水)	土木	●	●	沈砂池ポンプ棟からの雨水放流先を守口処理場の既設放流渠とする場合は、放流渠の更生工事も含む		
9 場内施設	土木	●	●			

上記表の他に本事業範囲内において不要となる場内配管・ケーブルの撤去も含む。

※1 杭本数と延長は不明または不明確のため土木躯体撤去後に確認必要。

※2 アスベスト調査により含有を要確認。含有有の場合対策工必要。

## (6) 事業方式

本事業は、DB (Design Build) 方式を用いる。

## (7) 事業期間

本事業期間は、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、設計・建設期間（9年間で想定しているが、事業者提案により、短縮は可能である。）までをいう。新設ポンプ棟の工事完了時点で事業者から市へ新設ポンプ棟の引渡しを行い、市は新設ポンプ棟を供用開始する。その後、事業者は既設ポンプ場の撤去工事と必要な場内整備工事を行う。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をさす。

表 2 事業期間の予定

時 期	内 容
令和6年6月頃 令和6年6月頃～	契約締結、本事業開始 設計・工事期間
令和12年度 令和13年4月 令和13年度 令和14年度 ※工事完了期間は提案により短縮可	新設ポンプ棟の工事完了 新設ポンプ棟の供用開始 既設ポンプ場の撤去完了 場内整備完了

## (8) 事業者の収入

市は、事業者に対して、設計・工事業務に係る対価を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできないが、本事業の完了時には、残額をすべて支払うものとする。（詳細は設計・工事請負契約書（案）を参照。）

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。なお、市が指定する上限額などの詳細は、募集要項に示す。

## (9) 施設の引き渡し

事業者は、市の検査に合格したときは、市の指示に従い、建設目的物の引渡しを行う。なお、撤去工事の場合は、引渡しは発生しない。市の検査に合格しないときは、直ちに補修又は改造して市の検査を受けなければならない。

市又は市の指定する第三者が新設ポンプ棟を維持管理運営するための技術指導は、原則として新設ポンプ棟の供用開始前の市が指定する期日迄に行う。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定に関する事項は、募集要項（案）を参照。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。本事業の対象施設の設計・建設の責任は、原則として事業者が負うものとする。

市と事業者のリスクは、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」による。なお、分担の詳細については設計・工事請負契約書等に示す。

#### 2 事業者の責任の履行確保に関する事項

##### (1) 契約保証金の納付等

設計・工事請負契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。ただし、守口市契約規則（昭和39年7月1日規則第16号）第20条各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第21条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

##### (2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

市は、事業者が設計・工事請負契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

##### (3) 保険

事業者は、募集要項等に基づき、保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

#### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 立地・本事業の対象施設に関する事項

###### (1) 立地の概要

新設ポンプ棟の建設予定地（守口処理場）の概要は、以下のとおりである。

表 3 建設予定地の概要

項目	内容
住所	大阪府守口市南寺方東通1丁目7-7
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	準工業地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)
防火地域	準防火地域
特別用途地域	指定なし
騒音規制	第3種区域
振動規制	第2(I)種区域

###### (2) 新設ポンプ棟の概要

新設ポンプ棟の機能と能力に係る概要は、以下のとおりである。

機能：合流式ポンプ施設（汚水送水、雨水排水）

能力：表 4 の計画下水量を送排水できる能力

表 4 新設ポンプ棟の計画下水量

	計画下水量
晴天時最大下水量	6.5m <sup>3</sup> /分 (0.108m <sup>3</sup> /秒)
雨天時最大下水量	209.1m <sup>3</sup> /分 (3.485m <sup>3</sup> /秒)
雨天時うち汚水揚水量	35.1m <sup>3</sup> /分 (0.585m <sup>3</sup> /秒)
雨天時うち雨水揚水量	174.0m <sup>3</sup> /分 (2.900m <sup>3</sup> /秒)

新設ポンプ棟に流入する下水の系統別下水量を以下に示す。

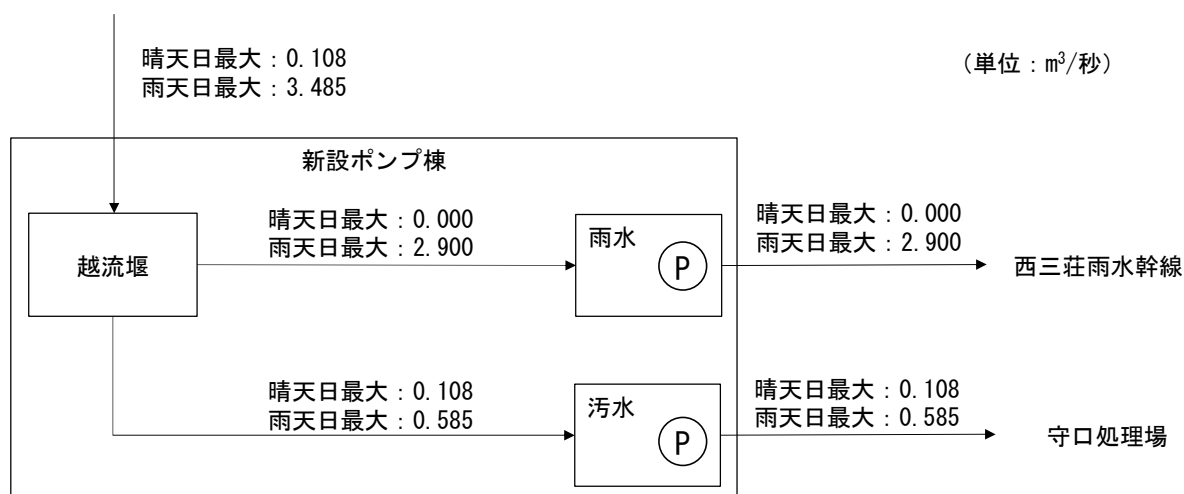
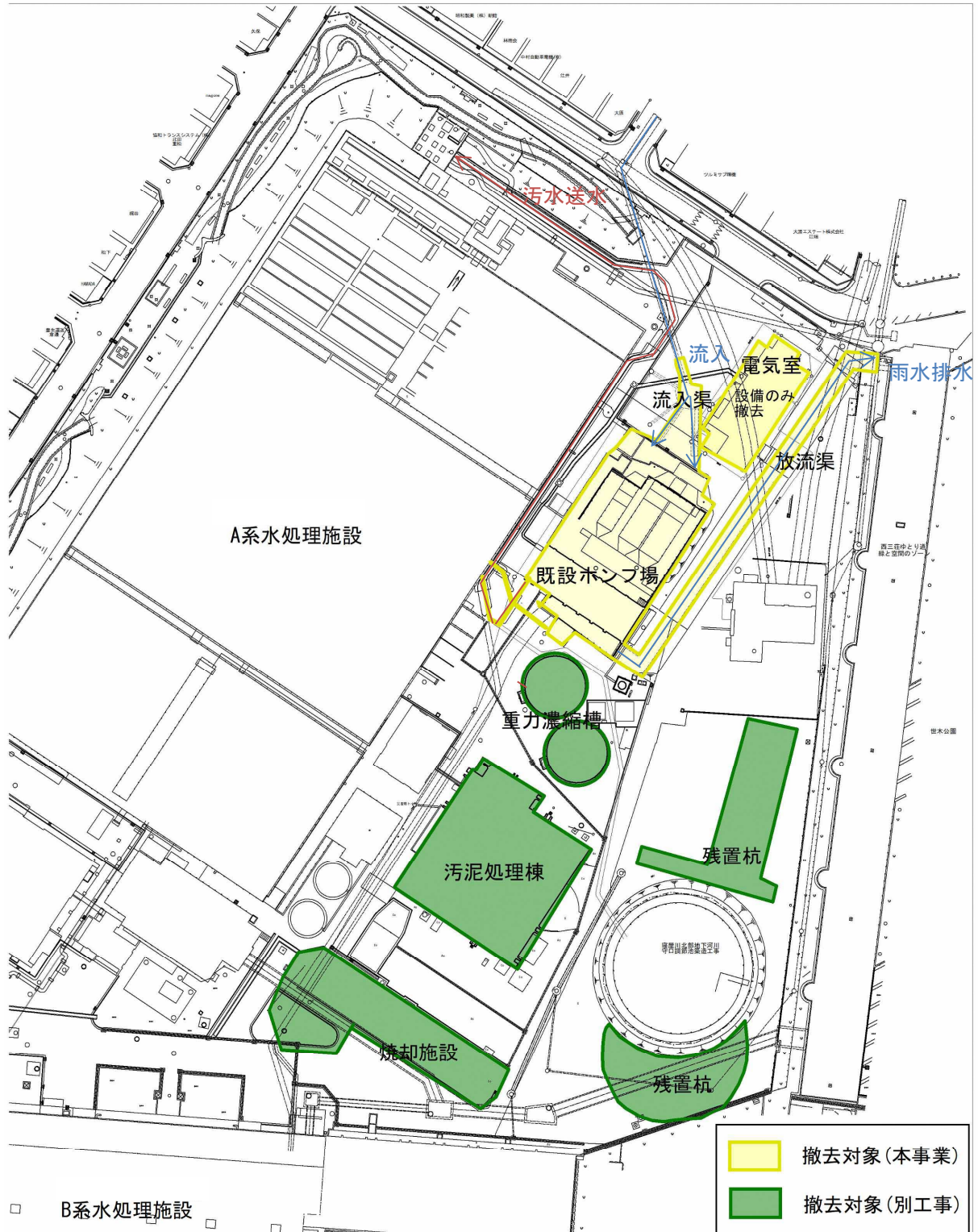


図 1 新設ポンプ棟系統別下水量



(3) 撤去対象施設の概要

① 全体配置



※配管・ケーブル類の表記は概略のため省略

図 2 今回事業の撤去対象施設

② 既設ポンプ場

- ・ポンプ場：一式（土木、建築、機械、電気）
  - ※基礎杭も含む。（図書不在のため想定数量：杭径 180mm、杭長 8m、108 本 程度であり、事業開始後に調査等により数量が確定した段階で、市と事業者が協議を行い、変更の可否を確認する。）
- ・電気室内の設備：一式（電気）
  - ※盤撤去に伴う、床補修含む。
- ・流入人孔：一式（土木）
- ・流入渠：一式（土木）
- ・放流渠：一式（土木）

既設ポンプ場の図面を図 3、図 4 に示す。

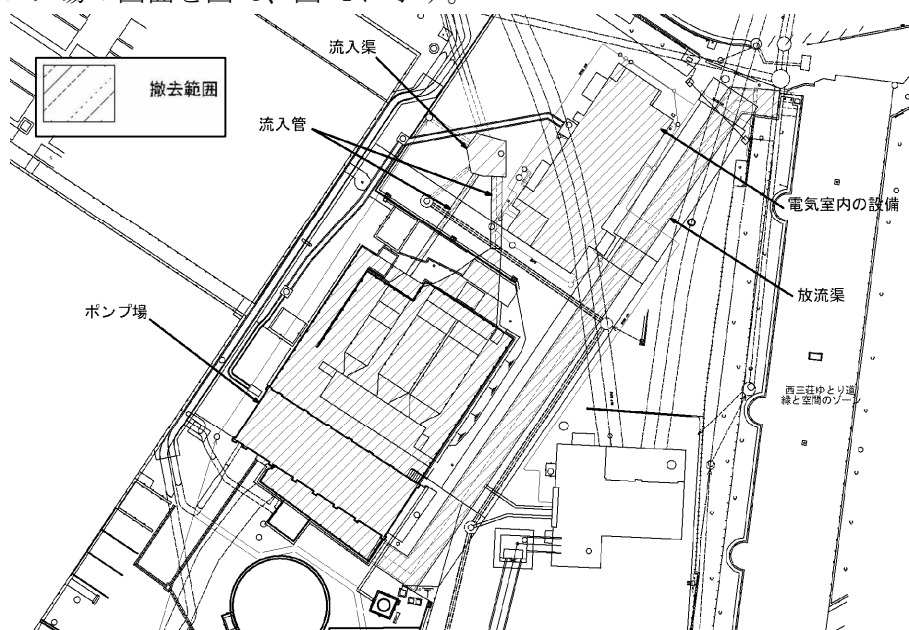


図 3 既設ポンプ場撤去施設 平面図

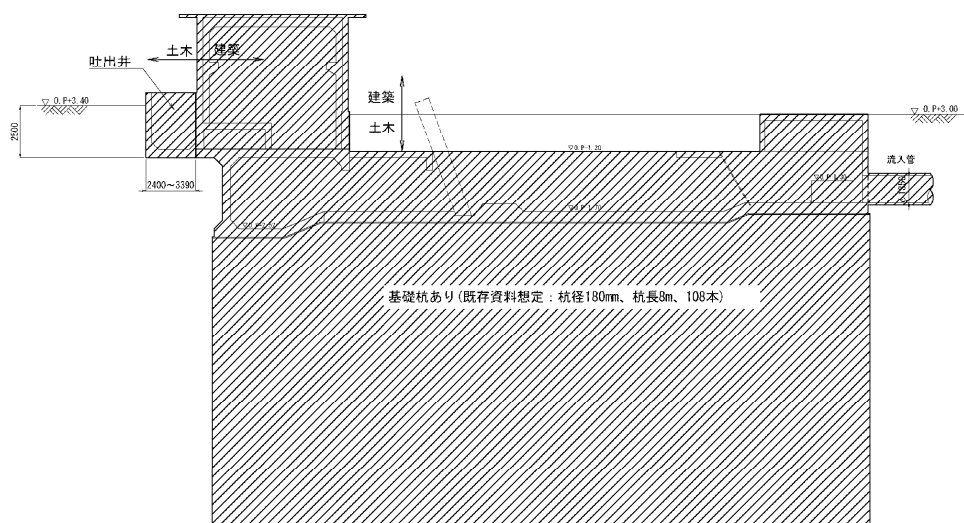


図 4 既設ポンプ場撤去施設 断面図

### ③ 既設場内配管配線

汚泥処理施設、既設ポンプ場が休止した後に不要となる場内配管配線は撤去対象とする。位置図を図 5 に示す。今後市が応募者に配布する資料（但し、応募者が配布資料を請求して受領した場合）に既設場内配管配線類を提示するが、当該資料に記載されていない場合で事業開始後の調査等により撤去が必要となる場合や当該資料に記載されているが撤去不可となる場合等は、市と事業者が協議を行い、変更の可否を確認する。

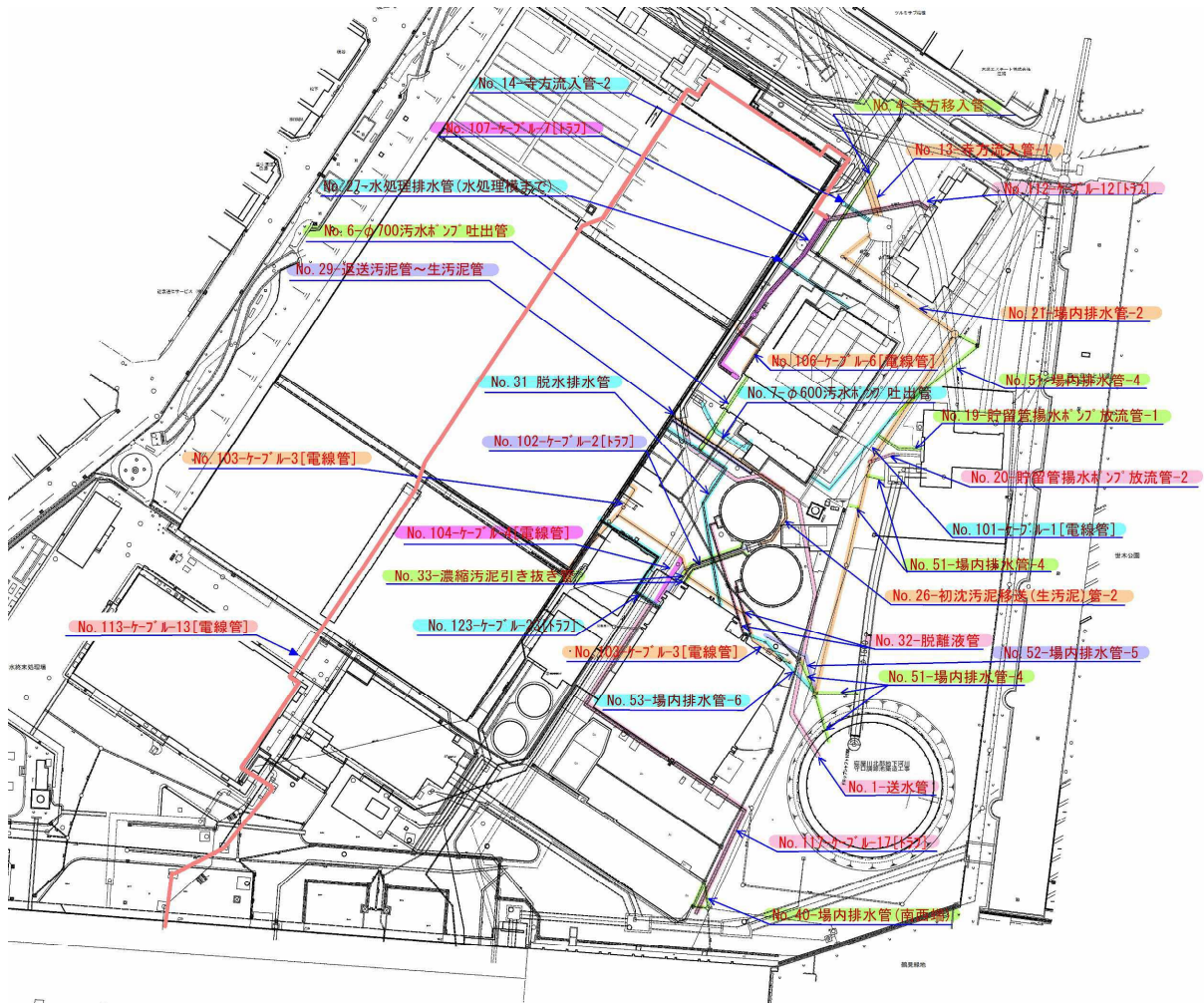


図 5 配管配線撤去範囲

## 第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義が生じた場合の措置

事業に関する計画、設計・工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

設計・工事請負契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、設計・工事請負契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、設計・工事請負契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 事業者の実施内容が要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、設計・工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は設計・工事請負契約を解除することができるものとする。

② 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により設計・工事請負契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は設計・工事請負契約を解除することができるものとする。

③ 上記①及び②の規定により市が設計・工事請負契約を解除した場合は、設計・工事請負契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は設計・工事請負契約を解除できるものとする。

② 上記①の規定により事業者が設計・工事請負契約を解除した場合は、設計・工事請負契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

① 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、設計・工事請負契約を解除することができるものとする。

③ 上記②の規定により市又は事業者が設計・工事請負契約を解除した場合の措置は、設計・工事請負契約に定めるところに従うものとする。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

### 3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

## 第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施に関して使用する言語、単位、通貨及び時刻

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、守口市ホームページ等を通じて適宜行う。

### 3 応募に関する費用負担

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

### 4 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

守口市環境下水道部 下水道課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2丁目5番5号

電話 06-6992-1748／電子メール：Mori\_gesuikan@city-moriguchi-osaka.jp

守口市ホームページ（[www.city.moriguchi.osaka.jp](http://www.city.moriguchi.osaka.jp)）

別紙－1 リスク分担に関する基本的な考え方

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
事業者 選定	募集要領	1	記載の誤りや内容の変更によるもの	○	
	応募者コスト	2	応募に係るコストに関するもの		○
	契約	3	市の帰責事由により契約が締結できない、又は契約手続に時間がかかるもの	○	
		4	事業者の帰責事由により契約が締結できない、又は契約手続に時間がかかるもの		○
契約後	法制度・法令変更(許認可、税制を除く)	5	本事業に直接影響を与える法令等の変更	○	
		6	上記以外の法令等の新設、変更		○
	許認可	7	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		8	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	税制変更	9	法人に課税される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の新設及び変更		○
		10	本事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	○	
		11	上記以外の税制度の新設・変更によるもの	○1	○1
	政治	12	政策の変更	○	
	住民対応	13	本事業そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○	
		14	事業者の設計・建設に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		○
	環境問題	15	事業者が実施する業務に関する環境対策(騒音、振動、悪臭、有害物質等)		○
		16	上記以外のもの	○	
	第三者賠償	17	事業者の帰責事由によるもの		○
		18	市の帰責事由によるもの	○	
	物価変動	19	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの	○2	○2
	情報漏洩・秘密保持違反	20	市の帰責事由によるもの	○	
		21	事業者の帰責事由によるもの		○
	資金調達	22	本事業に必要な資金調達に関するもの(市の債務不履行によるもの除く)		○
	事業の中止・延期	23	市の帰責事由によるもの	○	
		24	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業破綻	25	経営悪化等による事業者の倒産		○
	債務不履行	26	事業者による債務不履行		○
		27	市による債務不履行	○	
	不可抗力	28	天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの	○	△3
		29	市による地形・地質等調査に関するもの	○	
	測量・調査	30	事業者による測量、調査の必要性に関する判断の不備によるもの		○
		31	事業者による地形・地質等調査に関するもの		○
	計画・設計変更	32	市の帰責事由による変更	○	
		33	事業者の帰責事由による変更		○
	完了遅延	34	市の帰責事由による変更の発生、期間が延長するもの	○	
		35	事業者の帰責事由による変更の発生、期間が延長するもの		○
	設計費用増大	36	市の帰責事由による設計変更の発生、設計費が増大するもの	○4	
		37	事業者の帰責事由による設計変更の発生、設計費が増大するもの		○
	工事費増大	38	市の帰責事由による遅延、工事費増大となるもの	○4	
		39	事業者の帰責事由による遅延、工事費増大となるもの		○
	土壌汚染等	40	本事業用地における、市が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壌汚染に関するもの	○	

○1…制度の内容に合わせて適切な負担者を決定する。

○2…たとえばインフレの場合、一定範囲(設計・工事請負契約書参照)については事業者側が負うが、それを超過した場合には、公共側も負担する。

△3…事業者の増加費用及び損害額が設計及び工事費の100分の1に至るまでは事業者がリスクを負う。

○4…市の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は市に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合でかつ損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には市が合理的な範囲で追加費用を負担する。